

## 資料2 虐待及び遺棄の防止規制

### (罰則)

第27条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、30万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、30万円以下の罰金に処する。

4 前3項において、「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

### 1 概要

#### (1) 規制の意義等

虐待と遺棄の各概念は、動物愛護管理法の法益の一つである「動物愛護の公序良俗の保護」のもとで統一的に理解すべきものであると言われている。虐待及び遺棄の両行為とも、動物に対する残虐な処遇の禁止が共通事項となっており、こういった意味では、虐待と遺棄とは本質的に異なるものではない。虐待は場所的な隔離を伴わないで必要な保護を与えない行為であり、遺棄は場所的隔離を伴った保護の拒絶であるとされている。

#### (2) 対象動物

虐待及び遺棄禁止の対象動物は、「牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる(一号動物)」、または「人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの(二号動物)」となっており、両行為の対象動物は同じになっている。

なお、遺棄については、放つこと=遺棄ではないこととなっている。すなわち、野外で容易に自活できる種(個体)は、放たれることによって特段の苦痛を受けるものではないことから、このような種(個体)を放つ行為は遺棄に当たらないものであると解釈されている。

参考 「一号動物と二号動物の概要」

一号動物（牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる）は、類型的に見て人間の生活に役立ち、人間によって飼養されることが予定されている動物であって、たまたま人の占有を離れたとしても親近感をもたれるもの。歴史的・社会的に見て愛護すべき動物の典型的な代表。野生化しているものは含まれないが、飼主がいなくて自分で餌を探していても、人間の生活圏の中で人間とともに暮らしている限りは含まれる。

二号動物（人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの）の分類群の選定の考え方の主たる基準は、次の3つである。

神経系統が発達していて苦痛を感じる程度が高いこと

虐待されることにより、一般の人の動物愛護の心情を害すること

一般の人にとって親近感を与える動物であること（不快感や恐怖を与えるものでないこと）

出典:注釈 特別刑法 第五巻 経済法編、立花書房

## 2 虐待

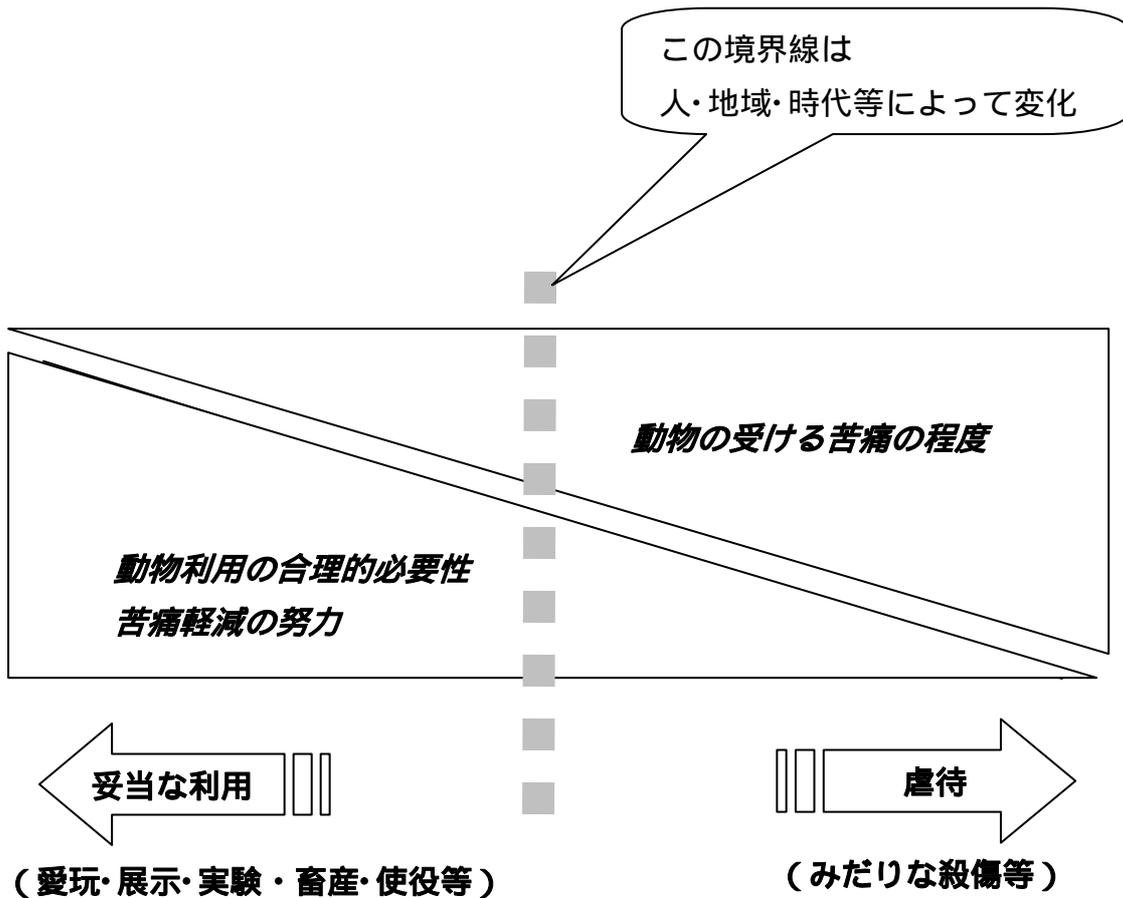
### (1) 「虐待」の考え方

基本的に動物の被る「苦痛」を中心に虐待の概念を捉え、これに人間の側の「目的」ないし「必要性」等の事情を加えて総合的に判断することが妥当であると考えられている。

具体的には、動物の被る肉体的・心理的「苦痛」の種類・程度、方法の相当性等の客観的要素と、人間の側の事情、特に目的・必要性等の主観的要素を十分考慮し、社会通念に従って総合的に判断すべきものである。

なお、保護法益は、動物の生命・身体そのものを保護法益とするものではなく、わが国の国民の間に一つの法規範にまで高められた動物愛護の精神を一つの社会的秩序として保護しようとするもの、すなわち、動物愛護の良俗を保護しようとするものであると考えられている。従って、その生命を絶対的なものとして保護する趣旨と考えるものではない。動物を人間と対等の仲間として保護しようとする考え方や精神は、倫理的・道徳的には優れたものであっても、現実の社会生活のなかでは、その生命・身体そのものを人間のそれと同等に保護すべきものとするのは妥当ではないと考えられている。

出典:注釈 特別刑法 第五巻 経済法編、立花書房



本模式図は、主として「みだり」の解釈に着目して、虐待行為の考え方を概念的に表したもの。なお、図中の「必要性」「苦痛」の量は絶対量を意味したものではない。

動物に対する虐待行為の考え方（模式図）

(2) 諸外国における「虐待行為の具体的定義」の例

国名	「虐待」として考えられている行為
イギリス	<p>【1988年動物保護（改正）法】 （虐待の罪）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殴打する、蹴る、冷遇する、酷使する、乗りつぶす、過重労働させる、拷問にかける、怒らせる、恐怖を与えること</li> <li>・不当な行為又は不作為により不必要な苦しみを与えること</li> <li>・不必要な苦痛を与える方法又は状態で輸送すること</li> <li>・闘争させること、けしかけて動物を襲わせること</li> <li>・故意に毒薬、有害物質を与えること</li> <li>・非人道的な手術を受けさせること</li> <li>・ウマ、ロバ、ラバを不必要な苦痛を起こすような状況又は方法でつなぐこと</li> </ul>
フランス	<p>【フランス刑法（1993年）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みだりな動物殺傷</li> <li>・不熟練、軽率、不注意、怠慢等により、動物を死亡又は負傷させる行為</li> <li>・必要がないのに、動物を虐待する行為</li> <li>・必要がないのに、故意に動物を殺す行為</li> <li>・必要がないのに、重大な虐待又は残虐な行為をすること</li> </ul>
ドイツ	<p>【動物保護法（1993年）】 （過料）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態の故に耐えられないか、又はその能力を超えている労務の要求</li> <li>・耐えられない痛み又は苦しみを伴う障害動物等を、安楽死以外の目的で売却又は購入すること</li> <li>・人の保護下にある動物を遺棄又は置き去りにすること</li> <li>・飼育されている野生動物を遺棄等すること</li> <li>・著しい痛み、苦しみ又は傷害を伴う訓練</li> <li>・著しい痛み、苦しみ又は傷害を伴う撮影、ショー出演等</li> <li>・他の動物を使った厳しい調教、又は試験</li> <li>・不必要に、他の動物をけしかけること</li> <li>・不必要に、強制的に飼料を食べさせること</li> <li>・著しい痛み、苦しみ又は傷害を惹起する飼料を与えること</li> <li>・スポーツ競技会等においてドーピング薬を用いること</li> <li>・脊椎動物に対し、麻酔なし又は痛みを回避せずに殺害すること</li> <li>・温血動物を血抜きを始める前に、麻酔をかけないでと殺すること</li> <li>・脊椎動物に対し、麻酔なしに痛みを伴う手術をすること</li> <li>・脊椎動物の肢体の切断、又は臓器等の摘出若しくは破壊すること</li> </ul> <p>（懲役又は罰金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な理由なしに脊椎動物を殺害すること</li> <li>・脊椎動物に対し、次の行為を行うこと             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 粗暴な行為により著しい痛み又は苦しみを与えること</li> <li>b. 比較的長期間継続し、又は反復する著しい痛み、又は苦しみを与えること</li> </ul> </li> </ul>

### ( 3 ) 虐待の実態

#### 旧動物保護管理法違反虐待事例

年	事実関係	刑罰
S52	被告人は、昭和52年9月1日午後9時ころ、佐久市大字A B番地の自宅の庭に「トラバサミ」を仕かけてねこ1頭を捕獲し、これを死に至らしめる目的で同日から同月4日午後6時半ころまで「トラバサミ」にかけたまま同市A C番地の畑に係留放置し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
S55	被告人は、昭和55年8月8日午前0時20分ころ、東京都八王子市A町B番地都営C団地D号棟E号F方及び被告人方前路上において、右F飼育にかかる雑種雄犬の首を右手で押さえ、左手に所携の板切れで同犬の頭部付近を数回殴打し、さらに同犬の尻尾を掴んで路面に叩きつけるなどして撲殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
S56	被告人は、移動動物園を経営していたものであるが、動物飼育係従業員Aと共謀のうえ 第1 昭和55年7月ころから飼育中のライオン(雄、7歳位)を、縦1.82メートル、横0.9メートル、高さ1メートルの狭い檻内にとじこめた状態で、かつ、十分な給餌をしないうで飼育したため、同年12月13日ころ、岡山県高梁市A町B C番地の空き地において、栄養失調、運動不足等によって衰弱死するに至らしめ、もって保護動物を虐待し(動物の保護及び管理に関する法律違反) 第2 法定の除外理由がないのに、昭和55年11月7日午前11時ころ、死亡したへい獣であるヤギ1頭をへい獣取扱場以外の場所である岡山県真庭郡D町大字E F番地の畑地に埋没したものである。(へい獣処理場等に関する法律違反)	略式命令 罰金3万円
S57	被告人は、昭和56年12月23日午後2時ころ、広島市A区B町C番D公園内道路において、えさを求めて道路上にい集しているいえばとの群れを認めたが、自己の運転するゴミ収集用自動車を右いえばとの群れの中に進入させれば右いえばとを轢過することになることを知りながら、取返して同車を右いえばとの群れの中に進入させ、右いえばと65羽を同車で轢過して死亡せしめ、もって保護動物であるいえばとを虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
S57	被告人は、昭和57年1月10日午後11時47分ころ、京都市A区B町C番地Dビル南側駐車場において、同所に設けられた犬小屋内に新聞紙に火をつけて放り込み、右新聞紙等を燃焼させて同犬小屋に係留されていた犬(コリー雑種犬)に火傷を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金1万円
S59	被告人は、 第1 昭和59年5月19日午後8時ころ、田方郡A町B番地先のC造成地内路上に劇毒物である殺虫剤「ランネート」を混入したカステラを配置して仕掛け、翌20日午前7時30分ころ、これを食用したD所有の飼い犬雑種1頭を死亡させ、もって保護動物である犬を虐待し 第2 同月20日午後7時30分ころ、同町E番地の空き地に係留中のF所有の飼い犬雑種1頭に劇毒物である前記殺虫剤「ランネート」を混入したビスケットを投げ与えて食用させ、同月午後8時ころ、死亡させて、もって保護動物である犬を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円

S60	被告人は、昭和59年12月21日午後5時52分ころ、札幌市A区B番地CビルD号室E方居室において、保護動物である飼犬・愛称F(メス・当時4歳)に対し、その身体を抱き上げて、床に投げつけるなどし、よって同犬に入院加療45日間を要する第13胸椎圧迫による後躯麻痺の傷害を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
S61	被告人は、昭和61年3月19日午後8時20分ころ、長野市Aの被告人方居宅において、その所有し飼養する犬に対し、同犬がほえたててやまないことに憤慨し、日本刀で室内にけい留されている同犬の頸部を突き刺し、逃げ回る同犬の頭部を押さえて同刀でその腹胸部を切りつけて同犬を殺し、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
S61	被告人は、昭和61年6月20日午前8時50分ころ、小田原市A番地先路上において、雑種黒白牡犬(名称C・2歳)に対し、所携の鉄棒(長さ約0.8メートル)でその頭部などを6・7回位殴打する等して全治約1週間を要する頭部打撲等の傷害を負わせ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
S62	被告人は、昭和62年2月午後3時45分ころ、長野市A番地C方庭先において、同人が飼育している犬(愛称D、雑種犬、雄、生後約3か月)の背部等を木片で数回殴打するなどし、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金2万円
S62	被告人は、繁殖用牛1頭、肉牛2頭を飼育していたものであるが、昭和62年2月3日ころから同月10日ころまでの間、秋田県鹿角郡A町B番地所在の畜舎において、右牛3頭に餌も飲み水も与えずにこれを放置し、もって、保護動物である牛を虐待し、餓死させたものである。	略式命令 罰金2万円
H元	被告人は、平成元年10月22日午前11時30分ころ、福岡市A区B丁目C店裏空地において、Dが飼育していた雑種犬(生後約3か月)の首輪をつかんで同犬を地面に投げつけ、翌23日午前11時30分ころ、同市E区F丁目G獣医科において、同犬を胸腔・肺内出血により窒息死させ、もって保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
H9	被告人は、平成9年6月16日午後9時ころ、長崎県東彼杵郡A町B番地の被告人方前路上において、Cが飼育していた犬の頭部を所携の鉄パイプ(長さ約150センチメートル、直径約3センチメートル)で数回殴打して殺害し、もって、保護動物を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円
H10	被告人は、平成10年5月26日午後4時ころ、愛知県東海市A町B番地C住宅D棟南側空地において、ねこ1匹の頭部を物干し竿で2回殴打して撲殺し、もって、保護動物をみだりに殺して虐待したものである。	略式命令 罰金1万5千円
H10	被告人は、別紙一覧表記載のとおり、旭川市A番地の畜犬係留場において、Bほか3頭の犬を所有し飼育するものであるが、保護動物である右4頭の犬に対し、平成10年9月12日ころから同月16日までの間、給餌を行わず、犬を虐待したものである。	略式命令 罰金3万円

改正動物愛護管理法違反虐待事例

年	事実関係	刑罰
H13	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成12年12月23日、東京都世田谷区内の被告人方において、同人方敷地内に入ったねこ1匹に対し、所携のクロスボーで金属製の矢1本を放ち、これを同ねこの左肩部に命中させて胸部に刺入させ、よってそのころ、同区内において、同ねこを出血性によるショックにより死亡するに至らせ、もって愛護動物をみだりに殺した。</p> <p>第2 同月24日、前記被告人方において、同人方敷地内に入ったねこ1匹に対し、所携のクロスボーで金属製の矢1本を放ち、これを同ねこの左頸部付近に命中させて同部付近皮下にろう管を形成させる傷害を負わせ、もって愛護動物を傷つけた。</p>	<p>略式命令 罰金30万円</p>
H14	<p>被告人は、川崎市A区B番地株式会社C組資材置場敷地内に犬舎を設置し、同犬舎内において愛護動物である犬2匹(D、E)を飼養していたものであるが、平成13年4月上旬頃から同年6月2日までの間、同所において、両犬に給餌及び給水を行わず、上記Dを死亡させるとともに同Eを衰弱させ、もってみだりに愛護動物に給餌及び給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行ったものである。</p>	<p>略式命令 罰金10万円</p>
H14	<p>被告人は、平成14年5月6日午後11時10分ころから同月7日午前3時20分ころまでの間、福岡市a区bc丁目d番e号fコーポg号の被告人方(当時)において、愛護動物である猫1匹の尾及び左耳を波板切りはさみで切断してみだりに傷つけた上、その頸部をひもで絞めつけ、自宅付近のh川の水中に投げ捨ててみだりに殺した。</p>	<p>判決 懲役6か月 (執行猶予3年)</p>
H14	<p>被告人は、北海道網走市A先畑地において、馬(通称ポニー)2頭を飼育していたものであるが、平成12年12月中旬ころから同13年1月中旬ころまでの間、前記2頭の馬に対し、みだりに給餌をやめることにより衰弱させ、もって愛護動物に対し虐待を行ったものである。</p>	<p>略式命令 罰金10万円</p>
H14	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成14年9月4日、東京都大田区内の公園において、ねこ1匹の頭部を手でねじ曲げて気管断絶による窒息死させ、もって愛護動物をみだりに殺した。</p> <p>第2 同月9日、同区内の被告人方において、ねこ1匹の胴体及び後肢をビニール袋に入れ、その周囲に粘着テープを巻き付けて身動きできない状態にした上、同月15日ころまでの間、同区内に駐車されたふつう乗用自動車内に閉じこめて給餌、給水を行わないまま放置し、よって、同日ころ、同所において、同ねこを餓死させ、もって愛護動物をみだりに殺した。</p>	<p>判決 懲役6か月 (執行猶予3年)</p>

H 14	<p>被告人は、</p> <p>第1 平成14年3月15日午後7時30分ころ、宇都宮市A B番地先公園において、ねこ1匹の頭部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺し</p> <p>第2 同年3月下旬ころ、前記公園において、ねこ1匹の頭部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺し</p> <p>第3 同年5月15日午後6時50分ころ、同市C D番地所在のE公園内において、F所有の飼猫(G、7歳)の腹部等を足蹴りにし、頸部に縛り付けた紐で吊り下げるなどして殺害し、もってこれを傷害し</p> <p>第4 同日午後8時ころ、前記第1記載の公園において、ねこ1匹の頭部及び腹部を数回足蹴りにし、よって、同ねこを殺害し、もって愛護動物をみだりに殺したものである。</p> <p>第1、第2、第4 動物愛護管理法違反</p> <p>第3 器物損壊 刑法第261条</p>	<p>判決</p> <p>懲役1年</p> <p>(執行猶予3年)</p>
H 14	<p>被告人は、長野県上伊那郡A町B番地及びその周辺土地において「C乗馬牧場」を営み、同所に設置された厩舎において被告人が所有・管理する愛護動物である馬2頭(クォーターホース1頭、シエランドポニー1頭)を飼育していたものであるが、平成13年3月9日ころから同年4月11日までの間、上記馬2頭に対し、死馬2頭が放置されていた上に馬糞の清掃もなされていない不衛生な環境の下、十分な給餌をせず栄養障害状態に陥らせる虐待を行ったものである。</p>	<p>判決</p> <p>罰金15万円</p>
H 15	<p>被告人は、平成14年6月下旬ころから同年7月14日ころまでの間、宇都宮市A町B番地C市営住宅D号棟E号室所在の被告人方において、飼育中のねこ2匹に対し、みだりに必要な餌を与えず衰弱させるに至らしめ、もって愛護動物を虐待したものである。</p>	<p>略式命令</p> <p>罰金10万円</p>

### 3 遺棄

#### (1)「遺棄」の考え方

遺棄とは、危険な場所に移置させる行為や、危険な場所に遺留して立ち去る行為（置き去り）のことであるといわれている。遺棄は、遺棄することにより直ちに動物そのものに苦痛を与えないことから、虐待に比べて犯情が軽い面があるが、遺棄された動物が人に迷惑をかけたり、人の生命・身体・財産等に危害を及ぼすおそれがあるという意味では、虐待より問題の巾が広がっていると考えられている。

しかし、動物愛護管理法の法益の一つである「他人に迷惑や危害を与えないという適正管理」の面を強調すると遺棄罪成立の巾は広がる。しかし、虐待と遺棄を「動物愛護の公序良俗の保護」という法益のもとで統一的に理解すべきものとする立場からは、遺棄も残虐な処遇といえる程度のものであることを要するということになるため、人に迷惑や危害を与えないという適正管理の面については副次的に考えることが妥当であるとされている。

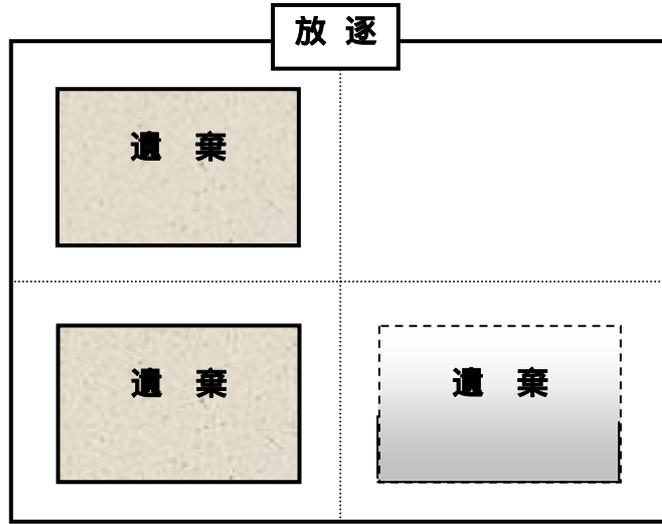
なお、命あるものである動物を飼養する者の責任としては、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって動物を取り扱うことだけでなく、動物を終生飼養することも含まれているものである（家庭動物等の飼養及び保管に関する基準等）。こういった意味においては、野外で自活できるからといって放逐することは、動物の愛護管理上、決して望ましいことではない。また、野外で自活・繁殖しているペット由来の動物が、生態系・生活環境・農林水産業被害等を引き起こしている事例も見受けられている。このため、従前、「放生」は好ましいこととして社会的認知を受けていた行為であったが、現在は、動物愛護管理上はもとより自然環境保全上も慎重に対処すべき行為に変わってきている。

一方、人の占有下にあった動物を放つ行為としては、養殖キジ・ヤマドリの放鳥事業、傷病鳥獣の野化事業、クマの奥山放獣などが、野生鳥獣の保護増殖等を目的として全国各地で行われている。

野生動物由来  
の飼育動物  
(野外で自活可能)



類型的な  
ペット・家畜動物  
・幼齢動物  
(野外で自活困難)



遺棄の考え方（模式図）

影響を生じている外来種の導入経緯

移入種（外来種）の事例	<導入の経緯>				
	意図的導入				非意図的導入
	利用を目的とした野外への積極的導入	飼育下からの遺棄・放逐・逸出			混入・付着等
	天敵・狩猟等	ペット	家畜・養殖	展示等	
【哺乳類】					
タイウンザル					
カイウサギ					
タイウンリス					
チョウセンシマリス					
ヌートリア					
アライグマ					
ニホンイタチ					
チョウセンイタチ					
テン					
ハクビシン			?		
ジャウマンゲース					
ノネコ					
イノシシ・イノブタ					
ノブタ					
ニホンジカ					
ケラマジカ			?		
キョン					
ノヤギ					
【鳥類】					
カワラバト					
ガビチョウ					
ソウシチョウ					
ワカゲホンセイインコ					
【爬虫類】					
カミツキガメ					
セマルハコガメ					
ミナミイシガメ					
ミシシッピアカミミガメ					
スッポン					
グリーンアノール					
タイワンスジオ					
ザキシマハブ					
タイワンハブ					
【両生類】					
ニホンヒキガエル					
ミヤコヒキガエル					
オオヒキガエル					
ウシガエル					
シロアゴガエル					
【魚類】					
オオクチバス					
コクチバス					
ブルーギル					
カダヤシ					
タイリクバラタナゴ					

出典：移入種（外来種）への対応方針について（平成14年8月環境省）

\* 外来種

外来種とは、ある地域に人為的に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる種として捉えられている。中でも生物多様性等への影響を生じさせる外来種は、自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっており、特に「侵略的な外来種」と言われている。

## ( 2 ) 遺棄の実態

### 旧動物保護管理法違反遺棄事例

年	事実関係	刑罰
S55	被告人は、昭和55年7月30日ころ、大阪市A区B町C番地D公園内西側植込みににおいて、同年5月ころから被告人が飼育していたアライグマ1匹を箱詰めにして放棄して立ち去り、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
S56	被告人は、昭和56年6月20日の午前6時30分ころ、出雲市内のA病院北方約500メートルのB川堤防道路上において、自己が飼養していた犬1匹を自動車で運搬して捨て、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
S56	被告人は、昭和55年5月3日ころ、大阪府高槻市A町B番地付近のC川河川敷において、それまで自己が占有していた保護動物である「カニクイザル」1匹を鉄製おりに入れたまま放置し、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
S58	被告人は、札幌市内において、保護動物であるいえばとを飼育し貸しばと業を営んでいたが営業不振に陥り、飼育中のいえばとの処分に窮し遺棄することを企て、昭和58年10月12日午後3時ころから同日午後4時30分ころまでの間A郡B町C番地付近空地ほか3か所にいえばと合計139羽を放置し、もって保護動物であるいえばとを遺棄したものである。	略式命令 罰金2万円
S58	被告人は、昭和57年10月初めころの午後8時ころ、岡山市A B番地先路上において、自らが飼育していた生後7ヶ月位の犬2頭をその生存に必要な措置を講ずることなく放置して立ち去り、もって保護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円
S58	被告人は、 第1 昭和58年7月下旬ころ、生後91日以上以上の犬で、未登録の雑種牝犬を所有し、浜松市A町B番地喫茶店Cにおいて飼育していたものであるが、30日以内に同犬の所在地を管轄する都道府県知事に市町村長を経て同犬の登録を申請しなかった。 第2 前記のとおり、同年7月下旬ころから、過去6ヶ月以内に狂犬病の予防注射を受けたかどうか明らかでない雑種雌犬1頭を所有し喫茶店Cにおいて飼育管理していたのに30日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなかった。 第3 同年11月30日午後2時30分ころ、同市D町E番地F川堤防付近において、自己所有の前記雑種牝犬を捨て、もって保護動物を遺棄したものである。 罪名 第1、第2 狂犬病予防法違反 第3 動物の保護及び管理に関する法律違反	略式命令 罰金2万円
H7	被告人は、平成7年7月27日午前5時30分ころ、長野県飯山市A町B番地C店倉庫前ダンボール屑集積所において、自己が飼育していた保護動物である猫(生後約2か月の子猫)7匹をダンボール箱に入れて遺棄したものである。	略式命令 罰金1万円

H12	<p>被告人は</p> <p>第1 平成12年8月25日午後9時30分ころ、徳島県美馬郡A町B番地所在のC方北方の空地において、保護動物である犬8匹を遺棄した</p> <p>第2 同月26日午後9時30分ころ、香川県香川郡D町E番地所在のF採土場において、保護動物である犬15匹を遺棄した</p> <p>ものである。</p>	<p>略式命令 罰金6万円</p>
-----	--	-----------------------

#### 改正動物愛護管理法違反遺棄事例

年	事実関係	刑罰
H13	被告人は、岡山県倉敷市A番地の当時の自宅(B所有の借家)において、雑種犬「ぼん」1匹を飼育していたものであるが、平成13年5月4日ころ、同所から他所に転居するに当たり、同犬を上記借家家庭の犬小屋に布製ロープにつないだまま、置き去りして放置し、もって、愛護動物である同犬を遺棄したものである。	略式命令 罰金8万円
H13	被告人は、平成13年9月20日午後3時44分ころ、岡山県赤磐郡A町B番地から北西約550メートル先の山中において、生後約10日の子犬4匹を段ボール箱に入れ投棄し、もって、愛護動物である犬を遺棄したものである。	略式命令 罰金5万円
H14	被告人は、A、B、C、D、E、F、Gと共謀の上、平成14年1月7日午前1時30分ころ、愛護動物である牛6頭を、熊本市H番地所在のI城J公園に運搬して放置し、もって、愛護動物を遺棄したものである。	略式命令 罰金20万円
H14	被告人兩名は、共謀の上、平成14年5月14日午後1時25分ころ、岐阜県吉城郡A町B番地の先C橋において、ビニール袋に入れた子猫4匹をD川に投げ捨て、もって愛護動物を遺棄したものである。	略式命令 兩名ともそれぞれ罰金10万円
H14	被告人は、平成14年6月6日午前3時36分ころ、千葉県夷隅郡A町B番地先駐車場において、愛護動物であるねこ4匹を段ボール箱に入れて置き去りにして遺棄したものである。	略式命令 罰金10万円

#### 4 イギリスにおける虐待行為の監視体制等

欧米では、違反の除去・防止等のため、査察制度が設けられている国が多い。イギリスにおける査察制度の概要は以下のとおりである。

##### (1) 行政機関による査察

根拠法律名	査察官の権限	査察者
1911・1988年動物保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜（食用目的を除く）のと殺場への立入</li> <li>・重傷又は重病の動物の安楽殺処分や施設等への移送</li> <li>・虐待等の違反者に対する令状なしの逮捕</li> <li>・動物の保護</li> </ul>	警察官
1951年ペット動物法 1973・1991年犬繁殖法 1963年動物宿泊施設法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養等を許可している施設等への立入</li> <li>・無許可で犬を繁殖、販売している施設等への立入</li> </ul>	自治体が任命した役人・獣医
1925年演技動物法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・演技動物の訓練施設や展示施設等への立入</li> <li>・演技動物の展示や訓練者に対する証明書の提示請求</li> <li>・演技動物に対する虐待行為の禁止等</li> </ul>	自治体が任命した役人 警察官
1964・1970年乗馬施設法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗馬施設への立入</li> </ul>	自治体が任命した役人・獣医
1981年動物園許可法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法で規定されている書類の提出要求</li> <li>・動物園基準を満たすための改善勧告</li> </ul>	自治体が任命した者 所管大臣が任命した者
1997年輸送動物福祉法 1981年動物健康法 1990年市場動物福祉法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦痛下にある輸送動物の保護</li> <li>・安楽殺処分の実施命令</li> </ul>	農務省・自治体が任命した人 農務省獣医査察官

出典：諸外国における動物保護法の比較検討報告書（総理府、平成12年）

## (2) 民間団体 ( R S P C A ( 英国王立動物虐待防止協会 ) ) による査察

### 1) 設立

1824年 ( 世界最古の動物福祉団体 )

### 2) 使命

合法的な方法により虐待を防止するとともに、動物福祉を推進し、すべての動物の苦痛を削減させること

### 3) 組織

- ・ 会員は約9万人。そのうち7千人がボランティア。
- ・ 年間収入は約160億円。収入の約6割は遺産。
- ・ 本部は、ホーシャム市にあり、職員数350人。支援部門、動物福祉部門、法律部門、財務部門、フリーダムフード部門等を設置。
- ・ 動物センター、支部、査察官はすべて本部が管理。
- ・ イングランドとウェールズに182支部があり、職員数は1200人。

### 4) 活動

- ・ 動物虐待等の査察、動物 ( 野生生物を含む ) の保護収容、普及啓発、診療等
- ・ 動物保護施設53か所、獣医科病院7か所、診療所45か所を運営。
- ・ 2002年、動物病院と保護施設で、25万頭以上の動物を治療し、2万3千頭の犬と4万頭の猫を譲渡 ( 全て不妊去勢済み )
- ・ 対象動物は飼育動物・野生動物の双方。飼養目的の如何 ( 家庭動物、畜産動物等 ) を問わない。分類群も、犬、ねこ、馬、ハムスター、カメなど、多岐に渡っている。

R S P C A本部



動物保護施設



5  
)  
査  
察  
(  
I  
N  
S  
P  
E  
C

## T) の概要

- ・イギリス全土（スコットランドを除く）にわたって査察員（INSPECTOR）を配置。
- ・査察官は330人、動物虐待の査察、救助、保護収容、指導等を実施。
- ・その活動については法的権限こそないが、知名度は高く、警察・一般市民等も一定の理解を示している。

#### 2002年の査察等の実績

電話受付 約144万件

虐待調査 約11万件

ペットショップ、市場、農場等の査察 約8000か所

口頭警告 約4700人

告訴 約900人

有罪判決 約2000件（裁判に持ち込んだ事例の96%）

懲役刑（執行猶予含む） 60件以上

飼育禁止命令 880件

査察官



査察官用の車両



出典：(社)日本動物福祉協会RSPCA研修資料（H16）

（ 参考 ） 動物愛護管理法の違反件数等

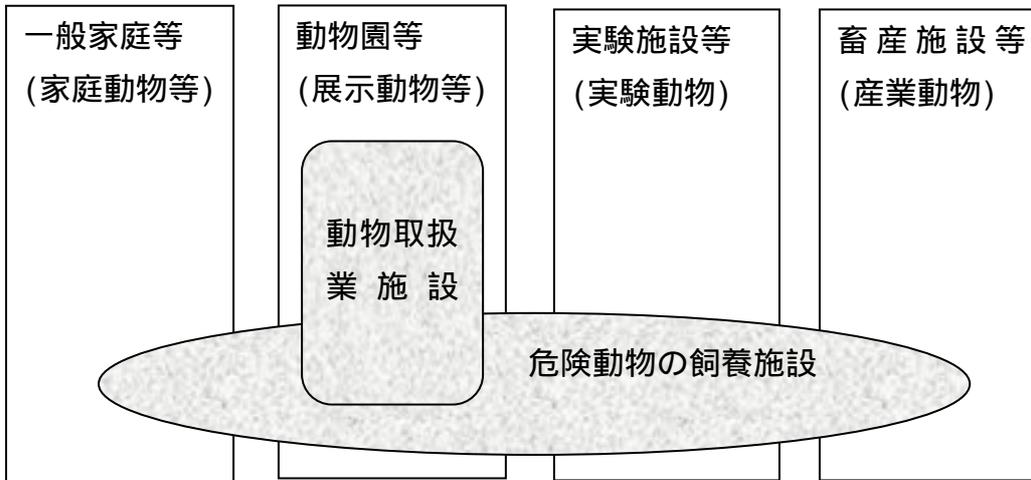
(単位：人)

年 別	通常受理	起 訴	不 起 訴
昭和 49 年	13	8	4
50 年	6	4	1
51 年	6	4	9
52 年	9	3	4
53 年	5	4	3
54 年	6	3	3
55 年	4	2	1
56 年	10	5	1
57 年	5	2	5
58 年	6	3	1
59 年	6	3	3
60 年	3	2	2
61 年	5	3	0
62 年	5	2	4
63 年	3	0	3
平成 元 年	7	3	3
2 年	3	2	2
3 年	7	4	1
4 年	11	4	0
5 年	9	4	4
6 年	11	2	9
7 年	2	3	1
8 年	12	1	11
9 年	12	5	7
10 年	8	4	4
11 年	3	0	3
12 年	14	4	11
13 年	18	7	10
14 年	39	18	22

出典：検察統計年報

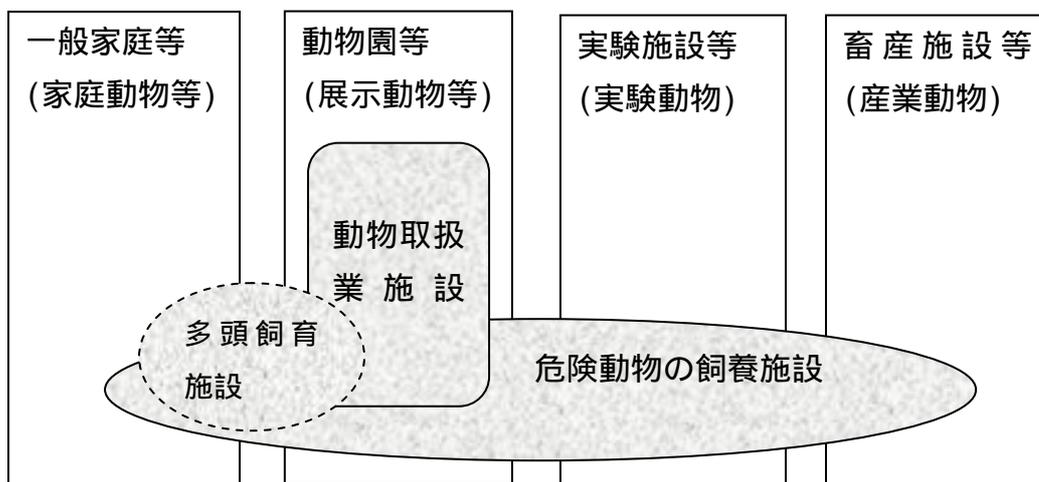
注) 起訴又は不起訴が翌年に繰り越される場合もある。

## 立入り調査規定の適用される施設



- ・動物取扱業（販売、保管、貸出、訓練、展示）の施設等（法第 13 条）
- ・危険動物の飼養保管施設等（法第 16 条）

## 勧告規定等の適用される施設



- ・動物取扱業者（販売、保管、貸出、訓練、展示）に対する基準の遵守（法第 12 条）
- ・多数の動物の飼養保管者に対する生活環境被害の防止措置（法第 15 条）
- ・危険動物の飼養保管者に対する危険等の防止措置（法第 16 条）